

答 申 第 7 号
平成 23 年 2 月 25 日

兵庫県公安委員会 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成 22 年 8 月 5 日付け兵公委発第 447 号で諮問のあった下記の公文書に係る
標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 丹波警察署が保有する広聴受理簿及び広聴処理票
- 2 丹波警察署が保有する歳出金の証拠書類のうち物品購入、工事及び公共料
金の随意契約等

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案について、兵庫県警察本部長が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 21 年 4 月 2 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成 22 年 3 月 4 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同月 5 日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 22 年 4 月 6 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、次のとおりである。

(1) 対象公文書 1

丹波警察署が保有する広聴受理簿及び広聴処理票（平成 18 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 26 日まで）

(2) 対象公文書 2

丹波警察署が保有する歳出金の証拠書類（平成 18 年 6 月 1 日から平成 21

年3月26日まで)のうち、下記の文書

ア 物品購入、工事及び公共料金の随意契約

イ 丹波警察署職員及び丹波警察署非常勤職員の旅費

ウ 丹波警察署非常勤職員の給与

5 諮問

平成22年8月5日、諮問庁は、条例第17条の規定により、兵庫県情報公開審査会(現兵庫県情報公開・個人情報保護審議会。以下「審議会」という。)に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

警察職員や関係者の氏名、住所、電話番号及びFAX番号、法人の名称、連絡先、所在地等を非公開とすれば、下記のとおり、公金の使途が適正であるかどうかの裏付けや調査ができない。

- (1) 警察と契約している弁当業者名を非公開にすると、警察OBが再就職している場合が多いことをチェックすることができない。
- (2) 工事に係る歳出金の証拠書類で工事担当者の氏名等を非公開にすると、その工事が適正に行われたことの裏付けがとれない。工事担当者が警察官の親族であることが多いと聞いているので、なおさらである。
- (3) 赴任旅費請求書で職員の住所等を非公開にしているが、旅費を水増し請求するために、実際には居住していない住所で届出をする行為が横行している。

また、扶養親族移転料を目当てに、実際には扶養していない親族まで扶養親族として登録する不正が横行しており、これらの確認ができない。

(4) 他の自治体では公務員（警察官を含む。）の氏名の公開に踏み切っている
ので、警部補以下の職員の氏名を非公開とすることは許されない。

第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

(1) 対象公文書1

ア 広聴受理簿及び広聴処理票は、県民からの要望、苦情、相談等（以下「広聴」という。）を受理した際に、所要の措置を講じ、その経過を明らかにしておくために作成される文書である。

イ 広聴受理簿は、広聴処理の状況を目録的に記録するための文書であり、具体的には、件名、申出者氏名、受理者氏名、引継先、処理区分等が記載されている。

ウ 広聴処理票は、広聴を受理した際に、申出人の申出内容及びその措置について、個別具体的な事項を記録するための文書であり、具体的には、決裁欄の印影、受理者及び処理者に関する情報（所属、職員番号、階級、氏名、印影及び警察内線電話番号）、申出者・関係者に関する情報（住所、氏名、職業、年齢及び電話番号）、件名、相談等の要旨、所属長の具体的指示事項及び処理経過等が記載されている。

(2) 対象公文書2

ア 物品購入、工事及び公共料金の随意契約に係る歳出金の証拠書類

(ア) 物品購入に係る歳出金の証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書及びその添付資料である請求

書等で構成されている。

支出負担行為兼支出決定書には、年度、支出区分、支出負担行為日、支払命令日、支払内容、契約方法、受取人、支払方法、予算残額等が記載されている。

添付される請求書等の様式は、債権者その他支払を受けるべき者によって様々であるが、請求者の氏名（法人の場合には、その名称及び代表者名）、所在地、請求金額、振込先口座番号等が記載されている。

なお、物品のうち、弁当購入に係る歳出金の証拠書類について、警察職員が立替払の方法で支出した場合には、「立替払い理由書及び請求書」、弁当を購入した店舗の「領収書」、立替払を行った警察職員の「領収書」が添付されている。また、車両の燃料費においても、警察職員が出張先で立替払を行う場合があるため、弁当購入に係る歳出金の証拠書類と同様の書類が添付されている。

(イ) 工事に係る歳出金の証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書、その添付資料である請求書等で構成されており、概ね物品購入に係るものと同様の内容が記載されているほか、当該工事に即した内容が記載されている。

(ロ) 公共料金に係る歳出金の証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書のほか、業者からの請求書及び請求の内訳書で概ね構成されている。

イ 丹波警察署職員及び同署の非常勤職員の旅費に係る歳出金の証拠書類並びに非常勤職員の給与に係る歳出金の証拠書類

(ア) 旅費に係る証拠書類

旅費の支出に係る支出負担行為兼支出決定書には、物品購入に係るものと同様の内容のほか、旅費の受取人の氏名（警察職員又は非常勤職員（警察署協議会委員を含む。））、債権者コード、振込口座の金融機関

名、口座番号及び口座名義人が記載されている。なお、1回の支出につき受取人が複数の場合には、内訳書に受取人の氏名、振込口座、支払金額等が一覧表の形式で記載される。

a 丹波警察署職員の旅費に係る証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書及び旅費請求書で構成されている。旅費請求書は、旅行の種別に応じて、旅費請求書(A)、(B)及び(C)並びに旅費精算請求書(甲)が作成され、旅行の性質に応じて、旅行者の氏名、職員コード、請求額、旅行年月日、出発地、用務地又は到着地、旅行用務等が記載されている。

なお、赴任旅費を支出する際には、住民票記載事項証明願又は住民票写しが添付される。

b 非常勤職員(警察署協議会委員)の旅費に係る証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書、内訳書及び旅費請求書(A)で構成されている。内訳書には、警察署協議会委員ごとに付与した番号(職員番号に相当する番号)、郵便番号、住所、氏名、振込口座及び支払金額が記録されている。旅費請求書(A)には、一覧の形式で、委員の氏名、号級、用務地、出発地、請求額等が記載されている。

c 非常勤職員(警察署協議会委員を除く。)の旅費に係る証拠書類

当該文書は、交番相談員が通勤に要する実費として勤務実績に基づいて支給するための文書であり、支出負担行為兼支出決定書、旅費精算請求書(甲)及び勤務実績証明書で構成されている。

(1) 非常勤職員の給与に係る証拠書類

a 警察署協議会委員の報酬に係る証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書及び警察署協議会委員報酬計算書で構成されている。支出負担行為兼支出決定書の記載内容は旅費に係るものと同様である。警察署協議会委員報酬計算書には、委員

の氏名、職名、報酬額、勤務日数、支給額、所得税額、純支給額、振込口座等が記載されている。

b 衛生管理医師及び交番相談員の報酬に係る証拠書類

当該文書は、支出負担行為兼支出決定書及び報酬支払計算書で構成されている。なお、当該支出は口座振替払であるため、支出負担行為兼支出決定書には、衛生管理医師及び交番相談員の氏名、職員番号に相当する番号、郵便番号、住所、振込口座等が記載されている。

また、衛生管理医師に係るものには、衛生管理医師報酬支払計算書、交番相談員に係るものには、非常勤嘱託員の報酬支給調書、雇用保険料納付内訳書及び健康保険料・厚生年金保険料納付内訳書が添付されている。報酬支払計算書及び報酬支給調書には、当該非常勤職員の氏名、報酬月額、報酬支給額、所得税額等が記載されている。

(3) なお、実施機関は、審査請求人に対し、部分公開決定通知書と同時に、公開方法の手続を記載した公開方法等申出書を送付したが、審査請求人から同申出書の返送がなかったため、本件公文書の公開実施を行っていない。

2 本件公文書の部分公開決定理由

(1) 対象公文書1の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第1号該当性

本件非公開部分には、

警察職員の職員番号

個人（相談者及び関係者）の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び電話番号

相談内容の一部

が記録されている。警察職員が個人の認証として使用している職員番号や警察に相談を行った個人の氏名、住所、個別具体的な相談内容等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、

通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第2号該当性

本件非公開部分には、

法人の名称及び電話番号等

が記録されている。警察に寄せられた苦情や情報提供の相手方となった法人の情報を公開すると、当該法人の社会的評価の低下を招き、取引しようとする相手が取引を回避したり、警戒することが予想されるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。

ウ 条例第6条第3号該当性

本件非公開部分には、

公共の安全に関する情報が記載された部分

が記録されている。これらの情報を公開することは、捜査の端緒、捜査方針等を公にすることとなり、捜査活動が阻害され、又は、適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第3号に該当する。

エ 条例第6条第6号該当性

本件非公開部分には、

警察内線電話番号及び警察FAX番号

相談内容の一部

事実関係の調査結果、所属長指示事項等

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・

印影

が記録されている。

警察内線電話番号及び警察FAX番号を公開することは、警察業務の攪

乱、抗議電話の集中などにより、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

相談内容を公開することは、相談者等の警察に対する信頼が損なわれ、今後、警察に相談しようとする者が、自分の相談内容が公開され、相談した事実が関係者等に判明するのではないかとといった不安を抱き、警察に相談に行くことを躊躇し、その結果、犯罪等が警察に通報されなくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

事実関係の調査結果、所属長指示事項等については、警察官が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、相談事項に対する所属長の指示や方針、警察活動の進捗状況が明らかとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

警部補以下の警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影については、情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条において、条例第6条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名として、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名が非公開情報に該当すると規定している。

以上により、いずれも条例第6条第6号に該当する。

オ 条例第37条該当性

本件非公開部分には、

広聴処理票に添付された被害届等

が記録されている。当該文書は捜査の端緒となる書類であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）における訴訟に関する書類に含まれるため、条例第37条に該当し、条例の適用除外となる。

(2) 対象公文書2の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第1号該当性

本件非公開部分には、

被疑者氏名及び被拘束者氏名

領収書の発行者印影並びに業者の担当者の氏名及び印影

債権者コード（資金前受者及び業者のコードを除く。）

振込口座（資金前受者及び業者の口座を除く。）

非常勤嘱託員の住所

非常勤嘱託員の報酬に係る支給額の一部

支出状況表の一部

警察署協議会委員の住所

電気料金支払に係る請求金額、私費金額、消費税額、使用量及び
燃料費調整額の一部

電話料金支払に係る請求金額、消費税額の一部及び私費負担が含
まれる部分

号級

職員コード

職員の新旧住所

住民票記載事項証明願及び住民票写し

扶養親族移転料（合計額を除く。）及び扶養親族人員

通勤方法

年次休暇等の取得がわかる部分

警察署協議会委員に係る旅費請求書Aの出発地及び出発地コード
が記録されている。これらは、被疑者等の氏名、業者の担当者の氏名及び
印影、職員の住所、職員の家族の状況がわかるもの等、個人に関する情報
であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知
られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第3号該当性

本件非公開部分には、

弁当納入業者の社名、代表者名、印影、郵便番号、住所、電話番号、債権者コード及び振込口座

公用車の車名及び車両番号（外観から警察車両と判別できる公用車を除く。）

旅費請求書（Ａ）の一部（旅行期間、用務、出発地、用務地等）が記録されている。弁当納入業者の情報が公になると、警察を敵視する個人や団体等が、同者に対する嫌がらせや、弁当への異物や毒物の混入を図るおそれがある。捜査に使用する警察車両の車名及び車両番号（外観から警察車両と判別できる公用車を除く。）が公になると、捜査体制及びその活動を捜査対象者等に知られることになり、被疑者の逃走や捜査の妨害等のおそれがある。旅費請求書（Ａ）のうち、警備業務に係る旅費については、旅行期間、用務、出発地、用務地等の情報が公になると、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする者が、警察による警備計画の策定状況や、その計画に基づく警備の実施状況を、過去の事例を加味して総合的に研究・分析することにより、犯罪行為を容易にならしめるおそれがある。

以上により、これらの情報が公になると、将来の捜査活動に支障を生じ、警察施設に対する犯罪行為を誘発し、又は将来の犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第６条第３号に該当する。

ウ 条例第６条第６号該当性

本件非公開部分には、

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

が記録されている。前記２（１）エと同様の理由により、条例第６条第６号に該当する。なお、非常勤嘱託員である交番相談員及び衛生管理医師について

ては、警部補以下の階級にある警察官に相当する職であるため、氏名及び印影を非公開にしている。

第5 審議会の判断

1 審議会における審査方法

当審議会は、本件を審査するに当たり、本件対象公文書が相当な量となるため、争点を明確にし、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、本件対象公文書に記録されている情報の内容を「分類し、又は整理した資料」（いわゆるヴォーン・インデックス）を利用することが有効であると考え、条例第20条第2項に基づき、諮問庁から当該資料の提出を受けて、これに基づき審査を行った。また、本件対象公文書のうち、当審議会が必要であると判断した箇所について、当該部分を抽出して見分を行った。

2 対象公文書について

本件対象公文書及び本件非公開部分の明細は、対象公文書1が別表1、対象公文書2が別表2～17のとおりであり、審査請求人は、本件非公開部分の全部について公開を求めている。

本件非公開部分に記録されている情報を整理すると、以下のとおりである。

(1) 対象公文書1について

職員番号

個人（申出者及び関係者）の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び電話番号

相談内容の一部

法人の名称及び電話番号等

公共の安全に関する情報が記載された部分

警察内線電話番号及び警察FAX番号

事実関係の調査結果、所属長指示事項等

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
被害届等

(2) 対象公文書 2 について

被疑者氏名及び被拘束者氏名

領収書発行者の印影並びに業者の担当者の氏名及び印影

債権者コード（資金前受者及び業者のコードを除く。）

振込口座（資金前受者及び業者の口座を除く。）

非常勤嘱託員及び警察署協議会委員の住所

非常勤嘱託員の報酬に係る支給額の一部、支給状況表の一部

電気料金支払に係る請求金額、私費金額、消費税額、使用量及び燃料費
調整額の一部

電話料金支払に係る請求金額、消費税額の一部及び私費負担が含まれる
部分

職員コード、号級、職員の新旧住所

住民票記載事項証明願及び住民票写し

扶養親族移転料（合計額を除く。）及び扶養親族人員

21 通勤方法

22 年次休暇等の取得がわかる部分

23 警察署協議会委員に係る旅費請求書（A）の出発地及び出発地コード

24 弁当納入業者の社名、代表者名、印影、郵便番号、住所、電話番号、債
権者コード及び振込口座

25 公用車の車名及び車両番号（外観から警察車両と判別できる公用車を除
く。）

26 旅費請求書（A）の一部（旅行期間、用務、出発地、用務地等）

27 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
（交番相談員及び衛生管理医師の氏名を含む。）

3 条例第6条第1号の該当性

(1) 条例第6条第1号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であること、いったん侵害されると事後的に回復が不可能であること等から、個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については非公開とする趣旨である。

(2) 「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、思想、信条、健康状態、学歴、所属等個人の属性を示すすべての情報をいう。

(3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含む趣旨である。

(4) 「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念に照らして判断すると、他人に知られたいと思うことが通常であると認められる情報をいう。

ただし、公務員の職務の遂行に係る情報については、「通常他人に知られたいと認められるもの」に当たらず、これらの情報が記録されている公文書については公開しなければならないものである。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文等個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の著作物等個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいう。

(6) 本件非公開部分のうち、条例第6条第1号に該当するため非公開とされた情報は、前記2の ~ 、 ~ 23 までの情報である。

ア 「 職員番号」

本項の情報は、給与の支給等の事務処理上、各職員に付されたものであり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

イ 「 個人（申出者及び関係者）の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び電話番号」及び「 相談内容の一部」

本項の情報は、特定の個人が私生活上の問題の解決を求めて警察に相談したという事実のほか、特定の個人から聴取した内容や個々具体的な事実等が記載されている部分であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

ウ 「 被疑者氏名及び被拘束者氏名」

本項の情報は、特定の個人が特定の事件の被疑者となっていることや、特定の警察署に拘束されていることが明らかとなる情報であり、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

エ 「 領収書発行者の印影並びに業者の担当者の氏名及び印影」

本項の情報は、公にすることにより、特定の個人が特定の法人に勤務していることが明らかとなる情報である。このような個人の勤務先が明らかとなる情報は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

オ 「 債権者コード（資金前受者及び業者のコードを除く。）」

本項の情報は、実施機関が任意の数字を債権者に割り当てたものであるが、通常は、債権者の電話番号をコード化していることから、これを公にすると当該債権者の電話番号が判明するおそれがある。個人の電話番号は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、債権者コード（資金前受者及び業者のコードを除く。）は、

条例第6条第1号に該当する。

カ 「 振込口座（資金前受者及び業者の口座を除く。）」

本項の情報は、特定の個人が保有する個々の口座情報であり、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

キ 「 非常勤嘱託員及び警察署協議会委員の住所」

本項の情報は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

ク 「 非常勤嘱託員の報酬に係る支給額の一部、支給状況表の一部」

非常勤嘱託員の報酬に係る支給額の一部とは、丹波警察署の交番相談員の報酬支給額、雇用保険、健康保険、厚生年金等の金額（以下「報酬支給額等」という。）が記載された部分である。非常勤嘱託員の報酬月額については、臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第53号）第2条に一定額が規定されているので公開しているが、当該職員の欠勤等の状況により金額が変動する報酬支給額等については非公開としている。

本件では、交番相談員の氏名を条例第6条第6号により非公開としている（後述6(2)エ）ため、報酬支給額等自体では直接的に個人を識別することはできないが、丹波警察署における交番は1か所で、交番相談員は1名しかおらず、当該交番においては交番相談員の氏名を表示しており、交番相談員の氏名は、一般人においても容易に識別することができる。

給与等の収入に係る情報は、通常他人に知られたくない情報であるため、報酬支給額等に関する情報については、条例第6条第1号に該当する。

支給状況表の一部とは、当該交番相談員に対する報酬支給額と各支出項目の合計額である。

各支出項目の合計額を公開すると、前記で非公開とした報酬支給額が判

明すると認められることから、条例第6条第1号に該当する。

ケ 「 電気料金支払に係る請求金額、私費金額、消費税額、使用量及び燃料費調整額の一部」及び「 電話料金支払に係る請求金額、消費税額の一部及び私費負担が含まれる部分」

本項の情報は、電気料金及び電話料金の支払金額のうち、駐在所に勤務する警察職員が個人で負担している金額がわかる項目である。

駐在所の電気料金の支払に関しては、一律の個人負担額と公費負担額を超える金額を当該警察職員が個人で負担し、電話料金に関しては、回線使用料、配線使用料等及びこれらに係る消費税額を公費負担とし、その公費負担額を超える金額を当該警察職員が個人で負担している。

本項の情報自体では直接的に個人を識別することはできないが、駐在所においては勤務する警察職員の氏名を表示しており、本件では駐在所名を公開していることから、当該駐在所に勤務する警察職員の氏名は、一般人においても容易に識別することができる。

個人負担額を公にすると、電気及び電話の使用量が推認され、ひいては、当該職員の経済、生活状況が判明するおそれがあるため、本項の情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

コ 「 職員コード、号級、職員の新旧住所」

職員コードは職員番号と同じ番号であるため、アと同様の理由により、条例第6条第1号に該当する。

号級については、これを公にすると、公表されている給料表と照合することにより、個人の給料額が明らかになり、当該職員の所得・経済状況が推認されるおそれがある。給与等の収入に係る情報は、通常他人に知られたくない情報であり、このことは当該個人が公務員であっても変わりはないため、条例第6条第1号に該当する。

職員の新旧住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

サ 「 住民票記載事項証明願及び住民票写し」

本項の情報は、個人の住所、氏名、生年月日、本籍等が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

シ 「 扶養親族移転料（合計額を除く。）及び扶養親族人員」

本項の情報は、警察職員の人事異動に伴う赴任旅費の支払の際に旅費請求書に記載されるものである。

本項の情報を公にすると、当該職員の家族構成及び扶養親族の存在が判明するところ、これらの情報は、通常他人に知られたくないと認められるものである。

本件では、扶養親族移転料が支給されている職員は、駐在所に勤務する警部補以下の階級にある警察官のみであり、条例第6条第6号により、警部補以下の階級にある警察官の氏名は非公開としているところである（後述6(2)エ）。

しかしながら、本件では、駐在所の所在地（旧町の地域）は公開されており、また、「勤務する警察官が異動した駐在所名及び異動年月日」の情報につき公文書公開請求があった場合には、当該駐在所名及び異動年月日は公開すべき情報である。

駐在所名がわかれば、前記ケで述べたところにより、当該駐在所に勤務する警察職員の氏名は、一般人においても容易に識別することができる。

よって、本項の情報は、条例第6条第1号に該当する。

ス 「²¹ 通勤方法」

本項の情報は、交番相談員に係る通勤手当を支払う際に作成される旅費精算請求書(甲)に記載されるもので、具体的な通勤方法が記載されている。

本件では、交番相談員の氏名を条例第6条第6号により非公開としている(後述6(2)エ)が、前記クのとおり、当該交番相談員の氏名は、当該交番に赴けば一般人においても容易に識別することができる。

通勤方法は、通常他人に知られたくないと認められることから、本項の情報は条例第6条第1号に該当する。

セ 「²² 年次休暇等の取得がわかる部分」

本項の情報は、交番相談員に係る通勤手当を支払う際に作成される勤務実績証明書に記載されるものである。

本件では、交番相談員の氏名を条例第6条第6号により非公開としている(後述6(2)エ)が、前記クで述べたように、当該交番相談員の氏名は、一般人においても容易に識別することができる。

年次休暇等の取得状況は、公務とは直接かかわりがなく、私事に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

ソ 「²³ 警察署協議会委員に係る旅費請求書(A)の出発地及び出発地コード」

警察署協議会委員に係る旅費請求書(A)には、各協議会委員の住所地である出発地及びそれぞれの出発地をコード化した番号が記載されており、当該部分を公にすることにより、委員個人の住所地が明らかとなる。

よって、本項の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

4 条例第6条第2号の該当性

- (1) 条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体・・・

・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解される。

(2) 本件非公開部分のうち、条例第6条第2号に該当するため非公開とされた情報は、前記2の「 法人の名称及び電話番号等」である。

一般に、警察に寄せられた苦情や情報提供の相手方となった法人等の情報を公にすると、犯罪行為等に関わる可能性を想起させ、当該法人の信用、社会的評価等の低下によって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第6条第2号に該当する。

5 条例第6条第3号の該当性

(1) 条例第6条第3号は、公開請求に係る公文書に「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することを目的とした趣旨と解される。

(2) 本件非公開部分のうち、条例第6条第3号に該当するため非公開とされた情報は、前記2の 、²⁴ ~ ²⁶の情報である。

ア 「 公共安全に関する情報が記載された部分」

警察による捜査は、一般に各種情報等から捜査の端緒を取得し、これに基づいてあらゆる捜査手法を駆使して証拠の発見・収集・保全等を行うことにより、犯罪や被疑者の特定を行っている。捜査の端緒や捜査方針等を

明らかにすることにより、捜査活動が阻害され、又は適正に行われなくなるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第6条第3号に該当する。

イ 「²⁴ 弁当納入業者の社名、代表者名、印影、郵便番号、住所、電話番号、債権者コード及び振込口座」

警察に身柄を拘束されている者に対する弁当の納入業者の社名、代表者名、印影、郵便番号、住所、電話番号、債権者コード（当該業者の電話番号をコード化したもの）及び振込口座を公にすると、当該業者が特定され、警察を敵視する個人や団体等から、同者に対する嫌がらせや、弁当への異物や毒物の混入を図るおそれがある。

よって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第6条第3号に該当する。

ウ 「²⁵ 公用車の車名及び車両番号（外観から警察車両と判別できる公用車を除く。）」

公用車は日々の各種捜査活動で使用されており、その車名及び車両番号（外観から警察車両と判別できる公用車を除く。）を公にすることにより、各種捜査活動を行う際に、警察の捜査体制及びその活動を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第6条第3号に該当する。

エ 「²⁶ 旅費請求書（Ａ）の一部（旅行期間、用務、出発地、用務地等）」

旅費請求書（Ａ）の一部とは、旅行期間、用務、出発地、用務地、用務地・出発地コード及び用務コード欄に記載された情報で、当該旅行における用務や旅行先等が記載されている。

これらの情報は、警備事案について、警備を完遂するための内容であり、これらの情報を公にすることによって、テロ等の犯罪行為を敢行しようとする者が、警察による警備計画の策定状況や、その計画に基づく警備の実施状況等を、過去の事例も加味して総合的に研究・分析することにより、犯罪行為を容易にならしめることが可能となるおそれがある。

よって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第６条第３号に該当する。

６ 条例第６条第６号の該当性

(1) 条例第６条第６号は、国、県等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために定められたものと解される。

(2) 本件非公開部分のうち、条例第６条第６号に該当するため非公開とされた情報は、前記２の、～、²⁷の情報である。

ア 「 相談内容の一部」

前記３(6)イで条例第６条第１号に該当すると判断していることから、改めて、条例第６条第６号に該当するか否かについての判断は行わない。

イ 「 警察内線電話番号及び警察ＦＡＸ番号」

警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることが予想される。

したがって、本項の情報を公にすることにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として特定の番号に対する嫌がらせを受け、通常業務にお

ける必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当する。

ウ 「 事実関係の調査結果、所属長指示事項等 」

本項の情報は、実施機関における捜査の手法、方針等に関する情報であり、公にすることにより、捜査機関が捜査の端緒をつかんだ時点から、相談の内容に応じて、どの程度の期間にどのような手法で捜査を行い、どのような判断を下すのかが明らかになると考えられる。

したがって、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当する。

エ 「 27 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影（交番相談員及び衛生管理医師の氏名を含む。） 」

条例第6条第6号は、警察官その他の公務員（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして公安委員会規則で定めるものを非公開情報と規定している。

これを受けて、情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）第3条において、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名を非公開とすると規定しているところである。

よって、本項の情報は、条例第6条第6号に該当する。

7 条例第37条の該当性

- (1) 条例第37条は、刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物については、条例の規定は適用しないと規定している。訴訟に関する書類とは、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当すると解される。

(2) 本件非公開部分のうち、条例第 37 条に該当するため非公開とされた情報は、前記 2 の の被害届等である。警察の機関に提出される被害届等は、刑事事件の捜査に資するため、被害者が、犯罪による自らの被害を届け出るものであって、刑事事件に係る捜査の端緒として最も一般的なものであり、当該事案が起訴に至った場合には、刑事訴訟における重要な証拠書類ともなり得るものでもある。

よって、被害届等は、実施機関が刑事事件に係る捜査のために取得する文書であり、その事件が刑事事件として起訴に至ったか否かにかかわらず、条例第 37 条に規定する刑事事件に係る訴訟に関する書類及び押収物に該当する。

8 なお、審査請求人は、警察職員の氏名や公金の支出先等を公開しなければ、公金の使途が適正であるかどうか調査ができない等のことを主張するが、いずれも審議会の判断を左右するものではない。

9 以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

別表1 広聴受理簿及び広聴処理票

番号	公文書名	非公開部分
1	広聴受理簿	相談内容の一部 申出者の氏名 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名
2	広聴処理票	職員番号 個人（申出者及び関係者）の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び電話番号 法人の名称及び電話番号等 警察内線電話番号 警察FAX番号 所属長指示事項 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影 公共の安全に関する情報が記載された部分 相談内容の一部 被害届等

別表2 支出状況表

番号	公文書名	非公開部分
1	一般会計証拠書類(表紙)	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	支出状況表	非常勤嘱託員(交番相談員)の報酬に係る支給額

別表3 物品(弁当・燃料を除く)購入の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	請求書	業者の担当者氏名及び印影 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影

別表4 物品(弁当)購入の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	弁当納入業者の債権者コード、郵便番号、住所、社名、振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	立替払い理由書及び	被疑者氏名

	請求書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
3	身体を拘束されている者に対する食料の支給について	被拘束者氏名 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
4	請求書	弁当納入業者の住所、社名、代表者名、電話番号及び印影 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
5	領収書	領収書発行者の印影 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表5 物品（燃料）購入の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	公用車の車名及び車両番号(外観から警察車両と識別できる公用車を除く) 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	立替払い理由書及び請求書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
3	領収書	業者の担当者の氏名 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表6 工事（修繕料）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	請求書	業者の担当者の氏名 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表7 公共料金（共通）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表8 公共料金（電話）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
----	------	-------

1	利用料金支払内訳書	請求金額、私費負担額
2	請求書	請求金額、消費税相当額 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表 9 公共料金（水道）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	収納済通知書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表 10 公共料金（ガス）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	請求書	警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表 11 公共料金（電気）の証拠書類

番号	公文書名	非公開部分
1	電気料金支払内訳書	請求金額及び私費金額
2	電気料金請求書	請求金額及び消費税額 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影
3	電気料金請求内訳書	金額、使用量、消費税相当額、燃料費調整額
4	電気料金払込受領書 （兼請求書）	請求金額、消費税相当額、燃料費調整額

別表 12 警察職員（常勤）の旅費

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	債権者コード 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	旅費請求書（A）	職員コード 号級 旅行期間 用務 出発地及び用務地（コード） 用務コード
3	旅費請求書（B）	号級 職員コード 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当

		する職員の氏名・印影
4	旅費請求書（C）	号級 職員コード 新旧住所 扶養親族移転料（合計金額を除く。） 扶養親族人員 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
5	旅費請求書（C）の添付資料	住民票記載事項証明願 住民票写し

別表 13 警察署協議会委員（非常勤）の旅費

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	債権者コード 住所 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	旅費請求書（A）	職員コード 号級 警察署協議会委員に係る出発地及び出発地コード

別表 14 警察職員（非常勤）の旅費

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	住所 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	旅費精算請求書（甲）	住所 通勤方法 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
3	勤務実績証明書	年次休暇等の取得がわかる部分 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影

別表 15 警察署協議会委員の報酬

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出	債権者コード

	決定書	住所 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影
2	警察署協議会委員報酬計算書	振込口座

別表 16 衛生管理医師の報酬

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	債権者コード 住所 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影 衛生管理医師の氏名
2	衛生管理医師報酬支払計算書	衛生管理医師の氏名

別表 17 交番相談員の報酬

番号	公文書名	非公開部分
1	支出負担行為兼支出決定書	支出額、控除金額(雑入、健康保険、厚生年金)、差引支払額 債権者コード 住所 振込口座 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名・印影 交番相談員の氏名
2	非常勤嘱託員の報酬支給調書	報酬支給額、控除額(健康保険、厚生年金、雇用保険、所得税)、現金支給額 交番相談員の氏名
3	雇用保険料納付内訳書	報酬支給額、被保険者負担率 交番相談員の氏名
4	健康保険料、厚生年金保険料納付内訳書	標準報酬月額、健康保険料(保険料、個人負担、事業主負担)、厚生年金保険料(保険料、個人負担、事業主負担)、介護保険該当者の有無、児童手当拠出金 交番相談員の氏名

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
22 . 8 . 5	・ 諮問書の受領
23 . 1 . 6	・ 諮問庁の意見書の受領
23 . 1 . 21 第2部会(第3回)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
23 . 2 . 15 第2部会(第4回)	・ 審議
23 . 2 . 25	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部 会 長	中 川 丈 久
委 員	正 木 靖 子
委 員	増 野 俊 則
委 員	高 田 起 一 郎
委 員	前 田 雅 子